大阪府がん診療拠点病院設置要綱

参考資料３－１

（目的）

第１条　この要綱は、専門的ながん診療機能の充実を図るため、大阪府がん診療拠点病院（以下「府拠点病院」という。）を指定することにより、大阪府におけるがん医療水準の向上を図るとともに、府民が安心かつ適切ながん医療が選択できることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領において「府拠点病院」とは、第３条により、大阪府知事（以下「知事」という。）が指定した病院をいう。

（指定）

第３条　知事は、府内に所在する医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５に規定する病院から、以下の要件をすべて満たすものについて、府拠点病院として指定する。

（１）　指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）が、府が別途定める「大阪府がん診療拠点病院新規指定･更新指定申請書」を知事に提出していること。

（２）　第４条で定める指定要件をすべて満たし、指定後はこの要綱の規定を遵守することに同意していること。

（３）　「大阪府がん対策推進委員会　がん診療拠点病院部会」（以下「部会」という。）の意見を踏まえ、大阪府が適当と認めるもの。

２　知事は、指定を行った場合、別途定める「大阪府がん診療拠点病院指定通知書」により、開設者に対し、その旨を通知する。

３　知事は、府拠点病院が指定要件を満たさないと判断されるとき、又は開設者から申し出があったときは指定を取り消すことができる。

４　府拠点病院の指定期間は原則として４年とする。ただし、再指定を妨げない。

（指定要件）

第４条　部会にて、下記のそれぞれの事項について指定要件を定める。

（１）診療体制

診療機能、診療従事者、医療施設等に関する事項

（２）診療実績

　　　　診療実績等に関する事項

（３）研修の実施体制

　　　　がん診療連携拠点病院（以下、「国拠点病院」という。）等が実施する研修会への参加等に関する事項

（４）情報の収集提供体制

　　　　相談支援センター、院内がん登録等に関する事項

（５）その他

　　部会が必要と認める事項（大阪府への現況報告）

（大阪府への現況報告）

第５条　府拠点病院は、毎年１０月末までに、別途定める「現況報告書」を知事あてに提出すること。

（他の医療機関との連携）

第６条　府拠点病院は、地域のがん医療の向上のため、国拠点病院及びその他の医療機関との連携に努めるものとする。

（大阪府への協力）

第７条　府拠点病院は、府が実施するがん対策事業について協力する。

（大阪府がん対策推進条例の促進に向けた協力）

第８条　府拠点病院は、「大阪府がん対策推進条例」の趣旨に沿って策定された「大阪府がん対策推進計画」に基づき都道府県がん診療連携拠点病院が実施する取組に対して、積極的に協力するものとする。

（広報）

第９条　府拠点病院は、その役割、診療機能及び患者支援の取組等について、府民への周知に努める。

附　則

１　この要綱は、平成２０年７月２５日に制定し、施行日は別に定める。

２　第３条の規定に関わらず、現にがん診療連携拠点病院として厚生労働大臣の指定を受けている病院及び、平成20年において知事が、がん診療連携拠点病院として厚生労働大臣に推薦した病院については、府拠点病院としてみなし、その期間は、がん診療連携拠点病院の指定の有効期間とする。

附　則

１　この要綱は、平成２２年２月１日より施行する。

２　第５条の規定に関わらず、平成２２年１月３１日において、府拠点病院である病院は、平成２２年３月末までに、別途定める「現況報告書」を知事あてに提出するものとする。

　　附　則

１　この要綱は、平成２３年４月1日より施行する。

　　附　則

１　この要綱は、平成２５年４月１日より施行する。

２　第３条の規定に関わらず、現に小児がん拠点病院として厚生労働大臣の指定を受けている病院については、府拠点病院（小児がん）としてみなし、その期間は、小児がん拠点病院の指定の有効期間とする。

　　附　則

１　この要綱は、平成２６年３月１７日より施行する。

２　第３条の規定に関わらず、平成２６年２月１日において、府拠点病院である病院は、平成２７年３月末日までの間に限り、府拠点病院として指定を受けているものとみなす。また、平成２８年３月または平成２９年３月まで指定を受けている府拠点病院にあっても、指定の有効期間は平成２７年３月末日までとする。

３　第５条の規定に関わらず、平成２６年２月１日において、府拠点病院である病院は、平成２６年２月２８日までに、別途定める「現況報告書」を知事あてに提出することとする。

　附　則

１　この要綱は、平成２７年１月９日より施行する。

２　平成２５年４月１日施行附則第２項は削除する。

３　第３条の規定に関わらず、平成２７年１月９日において、府拠点病院である病院において、平成２７年１月９日改正指定要件（以下、「新要件」という。）を満たしていない病院については、平成２７年４月１日からの１年間に限り指定の更新を行うこととする。

ただし、平成２５年４月１日改正指定要件（以下「旧要件」という。）を満たしていることを求める。

　なお、平成２８年４月１日に指定を更新する際の指定期間は３年とする。

４　第３条の規定に関わらず、平成２７年１月９日において、府拠点病院である病院において、平成２７年１０月末日までに、新要件のうち、第２の１の（２）のアの（ア）及び（ウ）に規定する医師、イの（イ）及び（ウ）に規定する看護師、（エ）に規定する細胞診断に係る業務に携わる者、４の（１）のアに規定する相談支援に携わる者、（２）のイに規定する院内がん登録実務者のいずれかの要件を満たしていない府拠点病院及び、第３の１の（２）のアの（ア）及び（ウ）に規定する医師、イの（イ）及び（ウ）に規定する看護師、（エ）に規定する細胞診断に係る業務に携わる者、４の（１）のアに規定する相談支援に携わる者、（２）のイに規定する院内がん登録実務者のいずれかの要件を満たしていない府拠点病院（肺がん）については、平成２９年３月末日までの２年間に限り指定の更新を行うこととする。

ただしこの際にも、旧要件のうち、第２の規定を適用する府拠点病院にあっては、第２の１の（２）のイに規定する医師、イの（イ）及び（ウ）に規定する看護師、３の（１）のアに規定するがんに関する相談に対応する者の要件を、第３の規定を適用する府拠点病院（肺がん）にあっては、第３の１の（２）のイに規定する医師、イの（イ）及び（ウ）に規定する看護師、３の（１）のアに規定するがんに関する相談に対応する者の要件を満たしていることを求める。

なお、平成２９年４月１日に指定を更新する際の指定期間は２年とする。

５　第５条の規定に関わらず、平成２７年１月９日において、府拠点病院である病院は、平成２７年２月９日までに、別途定める「現況報告書」を知事あてに提出することとする。